

2025年の 死刑判決と死刑執行

アムネスティ・インターナショナル報告書 日本語抄訳



アムネスティ・インターナショナル日本

AMNESTY
INTERNATIONAL



アムネスティ・インターナショナルの死刑統計数値に関して

この報告書は、2025年1月から12月までの法に基づく死刑に関する情報を扱う。前年までと同様、情報源は公的統計数値、判決、死刑判決を受けた個人やその家族、弁護人からの情報、メディア発表、他の市民団体からの報告など多岐にわたる。

死刑執行、死刑判決、減刑、えん罪での無罪判決などについて合理的に確認が取れたもののみを報告する。多くの国は、死刑に関する情報を公表していない。中国とベトナムは、死刑に関する情報を国家機密扱いしている。一部の国（特にベラルーシ、ラオス、北朝鮮）については国家による情報制限のため、ほとんど、あるいはまったく情報を入手することができなかった。従って、本報告書では多くの国で最小値を示したが、実際の数字はおそらくもっと多いと考えられる。

2009年、アムネスティは中国における死刑の推計値の公表を中止した。中国当局が、アムネスティが示した数字に間違った解釈を加えて伝えることへの懸念があったためである。中国では情報へのアクセスが制限されているため、アムネスティは公表できた数字は実際よりも著しく低いことを常に明確にしてきた。中国はこれまで死刑に関する数字を公表していないが、入手可能な情報は、中国で毎年、数千人が死刑判決を受け、処刑されていることを示している。アムネスティは、あらためて中国当局に対して死刑に関する情報の開示を求める。

本報告書の発表後、アムネスティが新たな情報を入手し、その情報を検証できた場合は、オンラインで数字を更新している

（英語：[amnesty.org/en/what-we-do/death-penalty](https://www.amnesty.org/en/what-we-do/death-penalty)）。

なお、報告書の文中や表の中で数字の隣に「+」がついている場合、例えば、チュニジア（18+）は、アムネスティは、チュニジアで18件の死刑執行（または死刑判決、死刑囚数）を確認したが、実際には18件以上あったとみていることを示す。国名の後の数字なしの「+」の場合、例えば、イラク（+）は、アムネスティはイラクで1件以上の執行（または判決、死刑囚数）があったことを確認しているが、信頼に足る数字を示すほど十分な情報を得ていないことを意味する。世界の総数と地域別総数では、中国を含めて「+」は2件としてカウントした。

アムネスティは、犯罪の種類や状況、犯罪の有無、個人の特質、死刑執行方法などを問わず、例外なく死刑に反対する。そして死刑の全面的な廃止に向けて活動している。

数字で見る死刑の潮流 2025

法律上・事実上の廃止国数: 145

すべての犯罪に対して廃止 : 113

通常犯罪のみ廃止¹ : 9

事実上の廃止² : 23

- 1 通常犯罪のみ廃止 : 軍法下の犯罪や特異な状況における犯罪のような例外的な犯罪にのみ、法律で死刑を規定
- 2 死刑制度を存置しているが、過去10年間に執行がなく、死刑執行をしない政策・確立した慣例を持っていると思われる国

存置国数: 54

●死刑執行件数 : 2,707 件以上 (2024 年 : 1,518 件以上)

※数千件と言われる中国を含め、十分な情報を得ていない国に関しては2件とカウント

●死刑を執行した国の数 : 17 カ国 (2024 年 : 15 カ国)

上位 5 カ国 : 中国、イラン、サウジアラビア、イエメン、米国

●死刑判決件数 : 2,334 件以上 (2024 年 : 2,087 件以上)

●死刑判決を下した国の数 : 48 カ国 (2024 年 : 46 カ国)

●死刑囚の人数 : 28,508人以上 (2024 年 : 28,085人以上)

人道的で人権に根差した司法制度だけが、真の正義を実現し得る。社会を守る道は死刑ではなく、強固な制度と責任追及にあるという認識が、法にも反映される形で、近く世界的に広く共有されることを願う。

国連人権高等弁務官 フォルカー・テュルク

世界の動向

アムネスティの調査によれば、2025年の世界の死刑執行総数は過去44年間で最多となり、2024年に比べ78%増、少なくとも2,707人が処刑された。激増の背景には複数の国の当局が、支配力を強め、国家権力を誇示し、政治的な支持を得ようとして、問題のある治安対策のもと「犯罪に厳しい姿勢」を打ち出し、その対応の中心にこの残酷な刑罰を据えたことがある。この傾向は、市民社会の活動を制限し、反対意見を封じ、国際人権法や国際基準のもとで確立された死刑に関する保護措置を蔑ろにすることで権力の掌握を強めている国々で最も顕著であった。

死刑執行数の急増は主にイランでの増加によるものだ。同国の死刑執行数は少なくとも2,159件と、2024年の2倍以上、過去数十年で最多となった。イラン当局は、国民に恐怖を植え付け、イラン・イスラム共和国の体制に異議を唱えた者、あるいは異議を唱えたとみなされた者を処罰するために、著しく不公正な裁判を経て、死刑を武器として使い続けた。例えば、2022年の「女性・命・自由」抗議運動に関連して2人の男性が処刑されている。また当局は、2025年6月のイスラエルによるイランへの軍事攻撃を受け国家安全保障の名目のもと、スパイ行為やイスラエルとの共謀を疑われた者に対する死刑の適用を強化し、こうした容疑で11人の男性を処刑した（6月の攻撃前には2人）。

サウジアラビアでは当局が薬物犯罪を処罰するために死刑執行を続け、過去最多だった2024年を上回る執行数を記録した。また、広範に定義されたテロ関連犯罪に対して死刑を適用、その多くは2011年から2013年にかけて「反政府」抗議活動を支持した同国で少数派のイスラム教シーア派に属する人びとが対象だった。

例年と同様、2025年の総数には、アムネスティが中国で執行されたとみる数千件の死刑は含まれていない。同国では死刑に関するデータは依然として国家機密だが、当局による開示情報や説明からは、公共の安全や安定に対する脅威を決して容認せず、秩序を維持するために厳しい処罰を科すという姿勢を打ち出すために、死刑が意図的に利用されていることが、あらためて見て取れる。これは、金融セクターの汚職対策や、私利私欲のために職権を乱用して有罪となった者への処罰において、死刑の適用が際立っていたことにも表れている。公開情報では、贈収賄やその他の金融犯罪に対して言い渡された死刑判決数が増加していた。

米国ではフロリダ州の死刑執行数が前例のない水準で増加し、死刑執行の全国総数は2009年に次ぐ多さだった。これは、連邦レベルおよび一部の州の当局者が、死刑とその犯罪への影響について扇動的で欠陥のある言説を広め、死刑の適用拡大を提唱したためである。

世界的な「麻薬戦争」における極めて懲罰的な手法の復活も、一部の国で死刑執行数が増加した要因の一つとなった。全死刑執行のほぼ半数（1,257 件、46%）が、中国、イラン、クウェート、サウジアラビア、シンガポールの 5 カ国における、薬物犯罪に対するものだった。アルジェリア、クウェート、モルディブの当局もまた、薬物犯罪に対する死刑の適用範囲を拡大するための立法措置を進めた。

同様にブルキナファソ政府は、「反逆罪」「テロリズム」「スパイ行為」などの特定の犯罪に対する死刑の復活が盛り込まれた刑法改正法案を採択し、ミャンマーでも選挙を控えて死刑の適用範囲が拡大された。チャドとペルーの当局は、死刑復活の可能性を検討する委員会を設置。また、イスラエル当局は、パレスチナ人を標的とした死刑の導入と適用を促進する差別的な法案を提出した。ナイジェリアでも、2013 年のテロリズム防止・禁止法を改正し、誘拐、人質事件、およびその他の関連犯罪を絶対的法定刑（量刑の裁量のない刑罰）として死刑が科されるテロ行為に指定することを求める法案が、上院に提出された。

死刑執行数が過去最高を記録した一方で、2025 年の統計は、死刑制度を維持している国が依然としてごく一部の少数派である実態も示す。ベラルーシでは、アレクサンドル・ルカシェンコ大統領が 1994 年に就任して以来で初めて、死刑判決も執行もなかった。南北アメリカ地域では、17 年連続で米国が死刑を執行した唯一の国であり、米国内では全執行件数の半数近くがフロリダ州で行われたものだった。サハラ以南のアフリカにおける死刑執行は、過去 10 年間で執行のあった 5 カ国のうち、ソマリアと南スーダンの 2 カ国に限られた。また、南アジアで死刑を執行したのはアフガニスタンのみ、ASEAN 諸国ではシンガポールとベトナムのみで、太平洋地域で法律上死刑を維持しているのはトンガのみだった。中東・北アフリカ地域では、地域全体の執行数の 96%がイランとサウジアラビアにおけるものだった。

2025 年には 4 カ国（日本、南スーダン、台湾、アラブ首長国連邦）が数年ぶりに死刑を執行したが、死刑執行が確認された国の総数は 17 カ国で、年間 20 カ国以下という 2018 年以降の低い水準のままだった。

国際人権の枠組みがかつてない存亡の危機に直面している世界情勢の中、死刑廃止に向けた進展は続いている。ベトナム当局は、麻薬の運搬、贈収賄、横領など 8 つの犯罪について死刑を廃止した。ガンビアでは、殺人罪、反逆罪、その他の国家を脅かすとされる犯罪について死刑が廃止された。

レバノンとナイジェリアの国民議会では、死刑廃止法案が審議中である。キルギスの憲法裁判所は、同国における死刑の再導入の試みを違憲だと断じた。

アラバマ州のケイ・アイヴィー知事は、ロッキー・マイヤーズに恩赦を与えるという歴史的な決定を下した。同州で 1976 年に死刑が復活して以来、黒人の死刑囚に対する初の恩赦であり、死刑囚への恩赦としても 2 例目となる。ジンバブエでは、既存のすべての死刑判決が減刑された。

アムネスティは死刑に無条件に反対しており、1977 年以来、世界中で死刑廃止運動を展開してきた。当時すべての犯罪について死刑を廃止していた国はわずか 16 カ国だったが、2025 年末までにその数は 113 カ国に増えた。

■死刑執行

2025年の死刑執行数は2,707件で、2024年の1,518件から78%増加した。これは、中国を除き3,191件の死刑執行が記録された1981年に次ぐ、高い数値である。死刑執行数の大幅増は、主にイランでの急増による。同国の執行数は2,159件と世界総数の80%を占め、少なくとも972件だった2024年の2倍以上に増加している。

執行総数には、中国で処刑されたとみられる数千人は含まれていない。アムネスティは中国が依然として世界で最も多く死刑を執行している国だとみている。また、北朝鮮とベトナムでは、死刑による処罰を続けているとみられるが、信頼に足る最低限の数値を入手することができなかった。

このため、本報告書で示した世界全体の総数は最少値であり、各国が死刑を適用した規模を部分的にしか示していない。

2025年に死刑を執行した国と件数



アフガニスタン (6)、中国 (+)、エジプト (23)、イラン (2,159+)、イラク (+)、日本 (1)、クウェート (17)、北朝鮮 (+)、サウジアラビア (356+)、シンガポール (17)、ソマリア (17+)、南スーダン (1)、台湾 (1)、アラブ首長国連邦 (3)、米国 (47)、ベトナム (+)、イエメン (51+)

イランの他にも、2024年と比較して死刑執行数がほぼ倍増した国があった。エジプトでは2024年の13件から2025年の23件に増加し、シンガポールは9件から17件、米国は25件から47件、イエメンでは少なくとも38件から少なくとも51件へと増えた。クウェートでは、2024年の6件から2025年の17件へと、ほぼ3倍増となった。

イラクでは2025年の正確な数は把握できなかったものの、前年の少なくとも63件から減少している。ソマリアでも前年の34件から17件に減少した。

世界の死刑執行総数の93%が、イランとサウジアラビアで行われたものだった。また、総数の40%以上が、薬物犯罪に対するものである。薬物犯罪に死刑を適用するのは、国際人権法・基準に反する。

女性の処刑が確認されたのは、中国 (+)、エジプト (1件)、イラン (61件)、クウェート (1件)、サウジアラビア (5件) だった。

死刑を執行した国は17カ国で、2024年の過去最低記録 (15カ国) から2カ国増加した。日本、南スーダン、台湾、アラブ首長国連邦でここ数年なかった執行が行われた一方、2024年に執行が確認されたオマーンとシリアでは、死刑執行はなかった。パレスチナ国の執行件数は、確認できなかった。

地域国際機関別にみる死刑執行国

- **米州機構 (OAS)** 34 カ国のうち死刑が執行されたのは 1 カ国 : 米国
- **欧州安全保障協力機構 (OSCE)** 57 カ国中 1 カ国 : 米国
- **アフリカ連合** 55 カ国中 3 カ国 : エジプト、ソマリア、南スーダン
- **アラブ連盟** 22 カ国中 7 カ国 : エジプト、イラク、クウェート、サウジアラビア、ソマリア、アラブ首長国連邦、イエメン
- **東南アジア諸国連合 (ASEAN)** 11 カ国中 2 カ国 : シンガポールとベトナム。
- **英連邦** 56 カ国中 1 カ国 : シンガポール
- **フランコフォニー国際機関** 53 カ国中 2 カ国 : エジプトとベトナム。
- **国連** 193 の加盟国の 8 %にあたる 16 カ国 : アフガニスタン、中国、エジプト、イラン、イラク、日本、クウェート、北朝鮮、サウジアラビア、シンガポール、ソマリア、南スーダン、アラブ首長国連邦、米国、ベトナム、イエメン

● 処刑方法

斬首	サウジアラビア
絞首	エジプト、イラン、イラク、日本、クウェート、シンガポール、南スーダン
致死薬注射	中国、米国、ベトナム
銃殺	アフガニスタン、中国、北朝鮮、サウジアラビア、ソマリア、台湾、米国、イエメン、アラブ首長国連邦
窒素ガスによる窒息	米国

■ 死刑判決

2025 年の死刑判決数の世界の総数は 2,334 件で、2024 年の 2,087 件から増加 (12%増) した。しかし、数カ国で死刑判決に関する情報の把握状況にばらつきがあるため、世界の判決総数を経年で比較・評価するのは困難である。

アムネスティは 48 カ国で新たな死刑判決を確認した。これは 2024 年より 2 カ国多く、2023 年 (52 カ国) より 4 カ国少ない。武力紛争が続くパレスチナ国の情報は入手できなかった。

ベラルーシ、ボツワナ、ガーナ、ウガンダの 4 カ国では、前年にはあった死刑判決がなかった。一方、バーレーン、ガンビア、コモロ、モルディブ、カタール、台湾の 6 カ国では、近年なかった死刑判決が確認された。



2025年に死刑判決を下した国と件数

アフガニスタン (+)、アルジェリア (11)、バーレーン (1)、バングラデシュ (185+)、中国 (+)、コモロ (2+)、コンゴ民主共和国 (359+)、エジプト (492)、エチオピア (5+)、ガンビア (3)、インド (128)、インドネシア (68+)、イラン (+)、イラク (79+)、日本 (1)、ヨルダン(6+)、ケニア(2)、クウェート(15)、ラオス(6+)、レバノン(1)、リビア (13+)、マレーシア (15)、モルディブ (3)、マリ (10)、モーリタニア (31+)、モロッコ/西サハラ (1)、ミャンマー (6+)、ニジェール (6+)、ナイジェリア (243+)、北朝鮮 (+)、パキスタン (68+)、カタール (4+)、サウジアラビア (+)、シンガポール (2)、ソマリア (13+)、南スーダン (+)、スリランカ (49+)、スーダン (87+)、シリア (1+)、台湾 (2)、タンザニア (8件+)、タイ (119)、トリニダード・トバゴ (1件)、チュニジア (18件+)、アラブ首長国連邦 (3)、米国 (23)、ベトナム (138+)、イエメン (94+)

いくつかの国では死刑判決が前年から大幅に増加した。特に顕著なのは、コンゴ民主共和国 (125件+→359件+) とスーダン (30件+→87件+) で、ほぼ3倍増だった。ラオスでも少なくとも2件から少なくとも6件へと3倍となった。

またクウェートでは2倍以上 (7件+→15件)、スリランカでもほぼ2倍 (25件+→49件+)、エジプトは35%増 (365件→492件)、ナイジェリアでは31%増 (186件+→243件+) となった。

一方、次の国々では、死刑判決数が大幅に減少した。イラク (61%減、200件+→79件+)、日本 (67%減、3件→1件)、マレーシア (38%減、24件+→15件)、ニジェール (63%減、16件+→6件+)、パキスタン (42%減、117件+→68件+)、イエメン (38%減、152件+→94件+)。

バングラデシュ、エジプト、インド、イラク、ヨルダン、ラオス、パキスタン、スリランカ、タイ、ベトナムでは、女性が死刑判決を受けたことが確認されている。

2025年末時点で、世界中で少なくとも25,508人の死刑囚がおり、そのうち9,118人 (36%) はアジア太平洋地域に集中している。

減刑、恩赦、無罪

次の24カ国で死刑の減刑あるいは恩赦があった。アフガニスタン、バングラデシュ、バルバドス、ボツワナ、コンゴ民主共和国、ガンビア、ガーナ、インドネシア、ケニア、マレーシア、モロッコ/西サハラ、ナイジェリア、パキスタン、カタール、スリランカ、シンガポール、台湾、タイ、チュニジア、アラブ首長国連邦、米国、ベトナム、イエメン、ジンバブエである。

米国では死刑を宣告されていた1人が無罪となった。韓国では死後に無罪判決が下された。

■国際法違反の死刑

2025年においても、国際法や国際基準に違反する形で死刑が適用され続けた。いくつかの例を挙げる。

- アフガニスタン（6件）およびイラン（11件）で、少なくとも17件の公開処刑が行われた。
- イラン（1人）とサウジアラビア（2人）で、少なくとも3人が、18歳未満のときに犯したとされる罪により処刑された。イランとサウジアラビアでは、18歳未満の時の犯罪で死刑判決を受けた死刑囚がいるとみられる。
- 日本や米国など数カ国で、精神障がいや知的障がいを持つ死刑囚がいる。
- アフガニスタン、バングラデシュ、中国、エジプト、イラン、イラク、サウジアラビア、シンガポール、イエメンなどでは、国際基準に則った公正な司法手続きを経ることなく死刑判決が下された。
- イランとサウジアラビアでは、拷問やその他の虐待によって引き出された可能性のある「自白」が、有罪判決や死刑判決の根拠として用いられた。
- バングラデシュ、レバノン、スリランカ、イエメンでは、被告人不在の欠席裁判で死刑判決が言い渡された。
- イラン、ナイジェリア、パキスタン、サウジアラビア、シンガポール、トリニダード・トバゴ、イエメンでは、絶対的法定刑としての死刑が言い渡された。
- コンゴ民主共和国では軍事裁判所が民間人に死刑を科し、バングラデシュ、インド、イラン、パキスタン、サウジアラビアでは、特別裁判所が死刑を言い渡した。
- 死刑を最も重大な犯罪のみに制限するよう求める国際法に対して、以下のように故意による殺害を伴わない犯罪に死刑が適用された。

薬物犯罪：薬物関連の死刑執行は1,257件に達した。これは世界の執行総数の46%を占め、637件だった2024年の2倍となった。薬物犯罪で処刑があったのは、次の5カ国。中国（+）、イラン（998件、同国での全執行件数の46%）、クウェート（2件、12%）、サウジアラビア（240件、67%）、シンガポール（15件、88%）。ベトナムでも薬物犯罪で死刑の執行があったとみられるが、数字を示せるほどの情報は得られなかった。

薬物犯罪での死刑判決は249件。バングラデシュ（2件、1%）、中国（+）、エジプト（12件+、2%）、インドネシア（56件、82%）、イラン（+）、イラク（35件、46%）、クウェート（4件、27%）、ラオス（6件、100%）、リビア（1件、8%）、マレーシア（7件、47%）、カタール（1件+、25%）、サウジアラビア（+）、シンガポール（2件、100%）、スリランカ（7件、14%）、ベトナム（100件、72%）、イエメン（10件、11%）。

タイでは、2025年末時点の死刑囚429人のうち313人（73%、うち女性52人）が、薬物犯罪によるものだった。

汚職などの経済犯罪：中国

「背教」や「冒瀆」など、宗教関連：アフガニスタン、パキスタン

同性または異性の成人同士の合意に基づく婚姻外の性的関係：イエメン。

強かん：バングラデシュ、インド、イラン、パキスタン、サウジアラビア

反逆、国家安全保障に反する行為、外国勢力との「協力」、スパイ行為、指導者の政策への異議、反乱運動やテロリズムへの関与、国家権力に対する武力反乱、その他の国家に対する犯罪など（いずれも犠牲者の有無は問わない）：中国、イラン、サウジアラビア、イエメン

地域別動向

■南北アメリカ

- 米国における死刑執行数は、2009年以降2番目の多さとなり、特にフロリダで急増した。
- 米国の4州が死刑執行を再開したものの、全米の死刑判決数は、依然として歴史的に低い水準にとどまった。
- 米国は17年連続で、この地域で死刑を執行した唯一の国となった。また、死刑判決を下したのはトリニダード・トバゴと米国だけだった。
- アラバマ州知事は、同州で1976年に死刑が再導入されてから初めて、黒人の死刑囚に恩赦を与えた。死刑囚への恩赦自体も2例目となる。

国名	死刑執行数	死刑判決	死刑囚数
アンティグア・バーブーダ	0	0	0
バハマ	0	0	0
バルバドス	0	0	1
ベリーズ	0	0	0
ブラジル	0	0	0
チリ (通常犯罪では廃止)	0	0	0
キューバ	0	0	0
ドミニカ国	0	0	0
エルサルバドル (通常犯罪では廃止)	0	0	0
グレナダ	0	0	1
グアテマラ (通常犯罪では廃止)	0	0	0
ガイアナ	0	0	24
ジャマイカ	0	0	0
ペルー (通常犯罪では廃止)	0	0	0
セントクリストファー・ネイビス	0	0	0
セントルシア	0	0	0
セントビンセントとグレナディーン諸島	0	0	1
トリニダード・トバゴ	0	1	38
米国 ※	47	23	1,948

※米国の司法管轄別内訳

・死刑執行：11州で47件

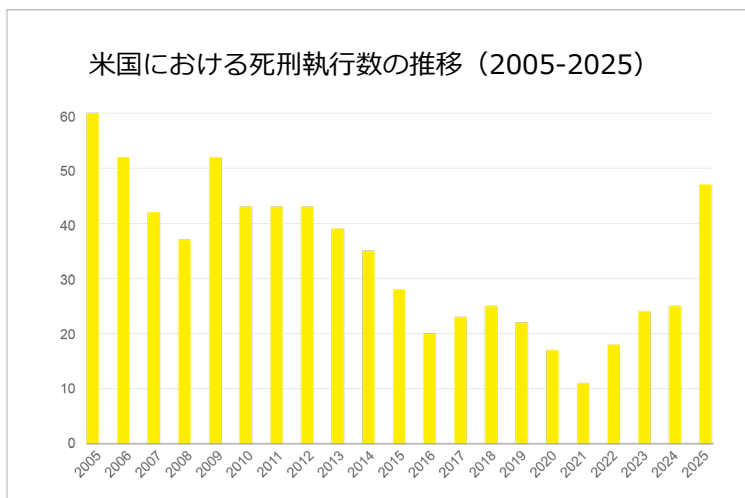
アラバマ (5)、アリゾナ (2)、フロリダ (19)、インディアナ (2)、ルイジアナ (1)、ミシSSIP (2)、ミズーリ (1)、オクラホマ (2)、サウスカロライナ (5)、テネシー (3)、テキサス (5)

・死刑判決：8州で23件

アラバマ (4)、アリゾナ (2)、カリフォルニア (5)、フロリダ (5)、ミズーリ (1)、ノースカロライナ (2)、ペンシルバニア (1)、テキサス (3)

・死刑囚：28司法管轄で1,948人 (うち女性は47人)

- ・ 100 人以上の死刑囚がいる 7 州：カリフォルニア（580）、フロリダ（251）、テキサス（169）、アラバマ（155）、ノースカロライナ（121）、オハイオ（109）、アリゾナ（108）



米国のフロリダ州における死刑執行数のかつてない急増は、政治的利益のために死刑を治安対策の要に据えるという、退行的な動きと憂慮すべき発言を最も象徴的に示す事例となった。南北アメリカ地域全体では、新たに言い渡された死刑判決の数や死刑執行の脅威にさらされている者の数が、依然として過去最低水準にあり、この残酷な刑罰の適用制限に向け進展がみられるが、こうした後退はこの傾向に影響を落とすものである。

フロリダ州当局は、1972 年以來同州で記録された年間死刑執行数としては最多となる 19 件の処刑を行った。1972 年、米連邦最高裁判所は既存の死刑関連法規を違憲と判断し、その結果、全米で死刑執行が一時停止された。フロリダ州での執行件数の増加により、2025 年の全米における死刑執行総数（47 件）は、2009 年（52 件）に次ぐ多さとなった。

2025 年には米国の 11 州で死刑が執行され、9 州だった前年より 2 州、5 州だった 2023 年より 6 州増加した。アリゾナ州とミシシッピ州では 2022 年以來となる死刑執行があり、ルイジアナ州では 15 年ぶりに死刑が執行された。テネシー州当局も、同州の致死注射手順と死刑執行用薬剤の調達をめぐる異議申し立てがある中で、2020 年以來となる死刑を執行した。アラバマ州、サウスカロライナ州、テキサス州は、各州で 5 件の死刑を執行し、フロリダ州に次いで国内で 2 番目に多い執行件数を記録した。

アラバマ州とルイジアナ州は、窒素ガス吸入によって窒息状態にする方法を用いて、それぞれ 4 人と 1 人の死刑を執行した。サウスカロライナ州では、死刑執行数が 2024 年の 2 件から 2025 年には 5 件へと増加。これは、2024 年に致死注射による死刑執行を再開したことと、2025 年には銃殺で 3 人の男性を処刑したことによる。

アムネスティは、いかなる方法によるものであれ、すべての死刑執行に無条件に反対している。一方で上記のような処刑方法の実施は、何としてでも死刑執行を強行しようとする一部の州当局の姿勢を浮き彫りにしている。他の州でも、法的な異議申し立てが執行の一時停止につながったことを受け、死刑執行手順の改正や現行の致死注射による執行に代わる代替資材の調達などで、こうした申し立てを回避しようとした。

ジョージア州とユタ州は、前年と異なり 2025 年には死刑を執行しなかった。

米国で記録された死刑判決数は、2024 年の 26 件から 2025 年には 23 件へとわずかに減少し、2020 年以降の低水準（年間 18~26 件）を維持した。2025 年に死刑判決を下した米国の州は、2024 年の 11 州から 8 州へと減少。アイダホ、ルイジアナ、ミシシッピ、ネバダ、オハイオ、テネシーでは前年はあった死刑判決がなかった。一方で、前年は死刑判決のなかったミズーリ、ノースカロライナ、ペンシルベニアでは、死刑が宣告された。アラバマ州（4 件）、カリフォルニア州（5 件）、フロリダ州（5 件）での死刑判決が、全体の 3 分の 2 近くを占めた。

減刑や自然死により、2025 年末時点で米国における死刑囚の総数が初めて 2,000 人を下回った。

米国の死刑

2025 年末現在、50 州中 23 の州がすべての犯罪で死刑を廃止している。23 の州のうち 11 州は 2000 年以降に死刑を廃止した。残る 27 州の中でカリフォルニア、アイダホ、カンザス、ケンタッキー、モンタナ、ネバダ、ノースカロライナ、オレゴン、ペンシルベニア、ワイオミングの 10 州（法律で死刑を定めている州の 37%）は、少なくともこの 10 年間、死刑を執行していない。このうちカリフォルニア、オレゴン、ペンシルベニアの 3 州は、州知事令による死刑執行の停止措置を継続している。

連邦レベルでは、死刑執行はなかった。第 1 次トランプ政権下では 17 年ぶりに連邦政府による死刑の執行が再開され、2020 年 7 月から 2021 年 1 月までに 13 人が処刑された。2024 年末、任期満了を控えたバイデン大統領は、連邦法に基づき言い渡された死刑判決 40 件のうち 37 件を減刑している。米軍当局による死刑執行は 1961 年以来行われていない。

米国以外では、2025 年にこの地域で死刑判決が確認されたのはトリニダード・トバゴのみだった（1 件）。

通常犯罪に対して死刑を維持している他の 8 カ国（アンティグア・バーブーダ、バハマ、ベリーズ、キューバ、ドミニカ、ジャマイカ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア）では死刑囚はおらず、新たな死刑判決も下されなかった。グレナダとセントビンセント・グレナディーンは、それぞれ 1 名の死刑囚を収監し続けているが、両国の司法基準では死刑宣告から 5 年を経過した後の執行が禁じられているため、死刑執行はできない。

2018 年の法改正で絶対的法定刑としての死刑が廃止されたことを受けてバルバドスで導入された死刑囚の再量刑手続きは、引き続き行われた。10 月には、すでに服役した期間と再量刑手続きの遅れを考慮し、ある男性に対し 1,859 日間の禁錮刑が言い渡された。アムネスティが入手した情報によると、法改正時に死刑判決に対して上訴中だった別の男性については、年末時点で再量刑の判決が保留されていた。

グレナダ政府とガイアナ政府は、2025 年 5 月の普遍的定期的審査において、死刑廃止に関する協議を開始する意向を表明した。グレナダ政府は、問題の重要性と包括的な国内対話の必要性を認識し国民との協議を開始する考えに言及。ガイアナ代表団は、死刑問題が憲法改正委員会の活動の一環として、全国的な協議を通じて取り上げられることになると述べた

2024 年後半にペルー政府によって設置された臨時部門別委員会は、児童への強かんを処罰するために死刑の適用範囲を拡大する提案について、全国各地で公聴会を実施した。同委員会は司法・人権省に対し、死刑の有効性に対する既存の懸念を認めつつも、児童への強かんに対する死刑導入を可能とする憲法改正を検討すること、および組織的な恐喝や「都市テロリズム」を、憲法第 140 条に基づき既に死刑の対象となっている「反逆罪」に含めるよう勧告した。2026 年の総選挙を控え少なくとも 4 つの政党が、死刑制度の導入と、この残酷な刑罰を実際に適用するために米州人権条約から離脱することを、明確に提案した。

米国ではドナルド・トランプ大統領が 2 期目の就任式当日、「凶暴な強かん犯、殺人犯、怪物」から国民を守るためだと死刑の適用拡大を提唱し、「各州における死刑制度の維持」の支援を約束する 2 つの大統領令のうち最初の 1 つに署名した。この大統領令は政権の刑事司法政策の方向性を定めるとともに、年間を通じて犯罪と司法をめぐる全米の議論を支配した扇動的な論調を形づくった。

パム・ボンディ米司法長官は、司法省の全職員宛てに覚書を発出し、バイデン政権下での連邦政府による死刑執行の一時停止が即時解除されたことを伝えるとともに、連邦検察官に対し死刑求刑が可能な事件ではすべて死刑を求刑するよう指示した。司法長官はさらに、3 月 1 日にジョン・ハンソンをオクラホマ州へ移送することを承認した。ジョン・ハンソンは連邦施設で終身刑に服していたが、同州では州法に基づき死刑判決を受けており、バイデン政権が移送を拒否していた。州司法長官のジェントナー・ドラモンドは、前述の大統領令が発令された同日に移送を要請、死刑執行を可能にする上でトランプ政権が果たした役割について、繰り返し強調した。ジョン・ハンソンの弁護団は、移送が完了した後に初めてその事実を知らされた。

トランプ大統領が 2025 年に発出した死刑に関する指令は、死刑に特有の犯罪抑止効果があるかのように誤った表現を使っており、犯罪に関する不正確あるいは誤解を招く情報の拡散に拍車をかけた。影響は全米に波及、2027 年 1 月に任期満了を迎えるフロリダ州のロン・デサンティス知事は、死刑に関するこうした誤った認識を助長した政治家の 1 人であり、自身が承認した異例の数の死刑執行を、正義の実現や犯罪の抑止と結びつけて公に語った。

米国のいくつかの州では、死刑の適用を容易したり拡大したりするための法改正が行われた。米国の NPO 死刑情報センターの年次報告書によると、8 つの州で計 17 件の法案が成立しており、これは 2024 年の 2 倍に相当する。アーカンソー、フロリダ、アイダホ、ルイジアナ、ノースカロライナでは州当局が死刑執行の手続きに関する規定を改定したほか、アーカンソー、ルイジアナ、テキサスの当局は、死刑執行に関する情報やその実施内容を非公開とする法案を可決した。アーカンソー、フロリダ、アイダホ、オクラホマは、死刑の対象となり得る犯罪や要件をさらに拡大した。

一方で前向きな動きとしては、ジョージア州当局が、知的障がい者を含む死刑判決を受けた人びとに対する保護を強化するため関連法を改正し、州の法的基準を全米基準に合致するものとした。カリフォルニア州では、「人種的正義法」の差別禁止規定に違反したことが認められた場合、死刑の適用を禁止する法案が制定された。

アムネスティは、米国での死刑囚をめぐる複数の事例において、人権侵害の実態を引き続き確認している。その一例として、デビッド・ロバーツは、刑務所の医師から妄想型統合失調症と診断され、妄想、幻覚といった重篤な症状を抱えているにもかかわらず、2025年8月21日にアラバマ州で死刑執行が予定されていた。本件では弁護団が「自身がなぜ死刑に処されるのかを理解できる精神状態にない」と申し立てたことを受け、州裁判所の判事により精神鑑定の結果が出るまで執行の一時停止が命じられた。ミズーリ州では、法的な懸念や陪審員の不正行為の証拠があったにもかかわらず、弁護人が適切に異議を申し立てなかったため、ランス・ショックリーが10月に処刑された。

2月28日、アラバマ州のケイ・アイヴィー知事はロッキー・マイヤーズに恩赦を与え、死刑判決を減刑した。同氏は、1976年に同州で死刑が復活して以来、恩赦を受けた初の男性かつ黒人の死刑囚である。知的障がいを持つ同氏は、白人の隣人を殺害した罪で、ほぼ全員が白人である陪審団によって有罪判決を受け仮釈放の可能性のない終身刑を言い渡されたが、裁判官が陪審員の決定を覆して死刑を宣告したため（この行為は現在では違法）、30年以上にわたり死刑囚として収監されていた。彼を殺人現場と結びつける証拠はなく、主要な証言も矛盾や警察からの圧力の疑いなど、信ぴょう性に欠けていた。有罪判決後の上訴手続きでは、選任された弁護士が事前の通知なく弁護を放棄したため、重要な上訴期限が過ぎてしまった。恩赦の要請が検討されていた時点で、州はすでに彼の死刑執行の手続きを開始していた。

オハイオ州での死刑執行は引き続き停止されていた。マイク・デワイン知事は、「製薬業者がオハイオ州更生矯正局に医薬品を供給することをためらっている問題が続いている」ことを理由に、引き続き執行を延期した。

キューバのグアンタナモ湾にある米海軍基地では、5人の男性が、公正さを欠く軍事委員会で死刑を宣告される可能性に直面し続けた。

死刑情報センターの統計によると、オハイオ州で、検察側の不正行為により起訴が取り下げられ、死刑囚だった男性1人が正式に無罪となった。これにより、米国において死刑から無罪になった件数は1973年以降で合計202件に達した。

■アジア太平洋

- アムネスティは中国が依然として世界最大の死刑執行国だと考える。当局は政治的主張を伝えるために死刑を利用し続けており、数千人が死刑判決を受け処刑されたとみられる。
- 日本と台湾で数年ぶりに死刑執行があった。シンガポールでの年間の死刑執行数は前年に比べ約2倍に増加した。
- ベトナム当局は、8つの犯罪で死刑を廃止した。

国名	死刑執行数	死刑判決数	死刑囚数
アフガニスタン	6	+	+
バングラデシュ	0	185+	2,000+
ブルネイ・ダルサラーム	0	0	+
中国	+	+	+
インド	0	128	574
インドネシア	0	68+	500
日本	1	1	110
ラオス	0	6+	+
マレーシア	0	15	97
モルディブ	0	3	20
ミャンマー	0	6+	+
北朝鮮	+	+	+
パキスタン	0	68+	3,221
シンガポール	17	2	30+
韓国	0	0	57
スリランカ	0	49+	826
台湾	1	2	42
タイ	0	119	429
トンガ	0	0	0
ベトナム	+	138+	1,200+

アジア太平洋地域の死刑執行数は引き続き世界で最も多かったが、いくつかの国では秘密主義と制限的慣行のために精密な調査や動向の適正な評価ができなかった。死刑を執行した国の数が増えるなどの後退は見られたものの、死刑執行は依然として少数の国に限られており、2025年は7カ国だった（2024年の5カ国から増加）。

中国とベトナムでは死刑適用の数値が国家機密とされ続け、北朝鮮の情報を得るのも非常に困難なため、この地域、ひいては世界全体の数字は実態よりかなり低いものとなっている。

シンガポールでは死刑執行数が大幅に増加し、2024年には年間9件だったのが、2025年にはおよそ2倍の17件となった。日本と台湾の政府は、ここ数年なかった死刑執行を行った（各1件）。

地域全体で少なくとも796件の死刑判決が新たに言い渡された。これはここ数年とほぼ同じ水準だった（2023年948件、2024年843件）。2024年には死刑判決のなかったモルディブと台湾で死刑が言い渡されたことで、2025年に死刑を科した国は17カ国となった。

数カ国で不正な裁判手続きの結果、死刑が科されていた。裁量の無い絶対法定刑として死刑が科される、あるいは国際法・基準で死刑の適用を「最も重大な犯罪」（故意による殺害）に限定されているにもかかわらず薬物関連などの犯罪を処罰する目的で死刑が科されるなどである。国によっては、国際人権法の要件に照らして犯罪とは認められない「冒涇罪」などに死刑が適用された。

ベトナム当局は8つの犯罪で死刑を廃止し、死刑の対象となる犯罪を10に減らした。これとは反対に、モルディブとミャンマーでは死刑の範囲を拡大する立法措置がとられた。

アフガニスタンの事実上の権力者であるタリバンが公表した数字によると、6人の男性が処刑された。すべて、公開処刑だった。また少なくとも1件の死刑判決が、「冒涇罪」に対して下された。

バングラデシュでは185件の死刑判決が科され、このうち、2件が薬物犯罪、13件が強かん、168件が故意による殺害を伴う犯罪によるものだった。また、シェイク・ハシナ前首相、アサドゥザマン・カーン・カマル前内務大臣に対する死刑判決など、33件が被告人不在で言い渡されたものだった。両名はバングラデシュ国際犯罪法廷で、2024年7月・8月に学生主導で行われた抗議活動鎮圧における人道に対する罪の責任を問われていた。死刑判決を受けた女性は4人だった。暫定政府は、2025年11月、強制失踪の防止・救済・保護に関する条例を採択した。これにより、強制失踪で死亡させて有罪となった者に裁量で死刑を科すことができるようになった。

中国では、死刑適用に関する数値は依然として国家機密扱いだった。状況を注視してきたアムネスティは、今なお数千人がさまざまな犯罪で死刑判決を受け、処刑されていると考える。こうした犯罪の中には国際法・基準が死刑判決の適用を限定している「最も重大な犯罪」ではないものもある。当局の開示情報や説明からは、国は公共の安全や安定に対する脅威を決して容認せず、社会秩序を維持するために厳しい処罰を科すという姿勢を打ち出すために、死刑が意図的に利用されていることが、あらためて見て取れる。

中国当局が国営メディアで死刑事案の情報を公表し、子どもが被害者の場合や夫が妻を殺害した場合など「極めて重大な」犯罪に対する処罰の厳しさを示した。例年通り、国連が定める「国際麻薬乱用撲滅デー」の6月26日に先立ち、薬物犯罪が目立つ形で報道に取り上げられた。「国際麻薬乱用撲滅デー」に関連して最高人民法院は、薬物関連事件での処罰指針として10件の事例を挙げた。そのうち3件では死刑が適用され、大量の薬物取引や再犯といった加重事情（量刑上不利な要素）、子どもの関与、医療目的ではなく薬物を販売した医療従事者に対する「強硬姿勢」を示すためなどを理由に、死刑の適用が妥当であるとした。

死刑はまた、金融部門の汚職撲滅の推進力として打ち出され、私利私欲のために立場を悪用して有罪となった者は「容赦しない」姿勢を示すために使われた。公に伝えられた情報によれば、贈収賄などの金融犯罪に科された新たな死刑判決数は 2024 年の 7 件から 2025 年の 18 件へと大きく増加。18 件すべてが 2 年後に減刑される可能性があるもので（執行猶予付き死刑）、元公務員や国営企業幹部らに科されたものだった。

また、他国政府と中国との関係で死刑問題が注目されることもあった。3 月 19 日、国家安全部が珍しく声明を出し、男性 1 人が海外の情報機関に機密情報を売ったとしてスパイ行為で有罪となり、死刑判決を受けたことを明らかにした。また同日、カナダ国際関係省（外務省）は、両国間の緊張が続く中で、中国とカナダの二重国籍を持つ 4 人が 2025 年初めに薬物犯罪で秘密裏に処刑されたと表明した。4 月 17 日および 22 日、中国外務省は北京の日本大使館に、3 人の日本国籍者（女性 1 人と子ども 2 人）に対する別々の 2 つの襲撃事件で、有罪判決を受けた 2 人の男性を処刑したと伝えた。事件は日中両国間の協議の対象となっていた。

通信詐欺根絶の取り組みの結果、中国とミャンマーにまたがって活動している犯罪組織の多数の構成員が殺人や詐欺などの容疑で集団裁判にかけられた。中国東部の浙江省にある温州市中級人民法院は 9 月、犯罪組織構成員 16 人に死刑判決を下した。そのうち 5 人は執行猶予付き死刑判決だった。広東省の深圳市中級人民法院は 11 月、別の組織に属する 7 人に死刑判決を下した。うち 2 人に対しては執行猶予付きだった。

スクエアサークルクリニック（インドのナルサル法科大学の法的支援プログラム）の数字によると、インドでは 10 人の女性を含む 128 人が死刑判決を受けた。2 件の死刑判決は、子どもを強かんして科せられた。また死刑囚の男性 1 人の恩赦請願が却下された。年末時点の死刑囚の数は 574 人で、2016 年以来最多となった。

インドネシアでは 68 件の死刑判決が下され、そのうち 56 件が薬物犯罪、12 件が殺人だった。法務省は、死刑執行の手順に関する法案を提出。2026 年施行の新たな刑法を規定するもので、銃殺隊による現行の方法に加え、致死注射や電気椅子の導入が提案されている。また執行決定の枠組みも定めており、死刑確定後、新設された 10 年間の執行猶予期間を経て、恩赦請願が却下され、かつ更生や善行の可能性が認められない場合にのみ、執行が認められるとしている。

日本当局は、およそ 3 年間死刑を執行しなかったが、2025 年 6 月、殺人罪で有罪となった男性 1 人を処刑した。2024 年に袴田巖が無罪となってから、最初の死刑執行だった。1968 年に死刑判決を受けた袴田は、公正な裁判を受ける権利を侵害されてきた証拠があったことで、国際的な注目を集めていた。男性 1 人が死刑判決を受け、さらに 2 人の死刑が最高裁で確定した。2 人の死刑確定者が自然死で亡くなった。

アムネスティが入手した公式な数字によると、マレーシアでは半島マレーシア（マレー半島側の地域）で 15 人の男性に死刑判決が下された。そのうちの 7 人が薬物犯罪によるもので、2 人が外国籍だった。ボルネオ島側のサバ州とサラワク州では死刑判決の報告はなかった。総数は 24 件の死刑判決があった 2024 年と比較して 3 分の 2 に減少。そのうち 9 件が薬物犯罪だった。控訴裁判所は、殺人罪で有罪とされていた

男性 3 人（うち 2 人は外国籍）に対する死刑判決を維持する一方で、薬物事件 24 件を含む 42 件については、死刑を減刑した。さらに 4 人が無罪となった。

政府は、公式な死刑執行停止措置を維持し、「マレーシアにおける死刑政策と方向性」を検討するために、刑法改革委員会と並行して作業部会を立ち上げる過程にある、と発表した。この検討は、2026 年 1 月に完了する予定で、その結果は政府に提出される。

12 月 6 日、**モルディブ**の大統領は、最高裁での全員一致の判断を条件に、刑罰に死刑を導入する麻薬法改正を承認した。対象は、350 g 以上の大麻、250 g 以上のジアモルフィン（ヘロイン）、あるいは 100 g 以上の他の指定薬物の輸入だ。改正法はまた、こうした判決が恩赦によって減刑される可能性を排除し、司法取引も禁じた。国連人権理事会の普遍的定期審査に対する報告書の中で、政府は犯行当時 18 歳未満だった者に対する死刑判決はすべて減刑されたと明らかにした。

7 月 28 日、**ミャンマー**軍事政権の国家統治評議会は、「軍事機密保護法」を制定した。この法律では、許可なく外国あるいは軍事組織の任務を実行、あるいは軍の機密を漏洩し有罪判決を受けたすべての者（現旧問わず防衛関係者含む）に対し、裁量による処罰として死刑が挙げられている。7 月 29 日、国家統治評議会は、ミャンマー連邦共和国の憲法第 419 条に基づき、「複数政党制民主総選挙の妨害、混乱、破壊からの保護に関する法律」を制定した。公にされた同法の目的は、2025 年の選挙運動と選挙手続きへの干渉を防止することで、第 27 条では犯罪行為が死者を伴う場合、必ず死刑が科されると規定されている。新たな死刑判決は 6 件で、5 件は軍政下の地方裁判所で殺人罪に対して科され、1 件は軍事裁判所により反逆罪で元公務員に科された。

アムネスティは、**北朝鮮**における死刑適用状況を監視しているが、透明性が欠如し独立系メディアもなく、入国規制もあるため、情報の確認が不可能だった。海外メディアの報道によると、数件の死刑執行があり、その中には、国際法で死刑の適用が「最も重大な犯罪」に制限されているにもかかわらず、それにあたらぬ行為や、国際人権法の要件に照らして犯罪と認められない行為に対する死刑があった。

報道によれば、2 月 15 日、最高裁が社会安全省と国家保衛省に、死刑執行手続きの司法監督を強化する指示を出した。死刑執行に対する監督権を一元化するためとみられる。

パキスタンでは新たに 68 件の死刑判決があり、そのうちの 56 件は、殺人を伴う犯罪、11 件が「冒涇罪」、1 件が強かんに対してだった。また女性に対する死刑判決は、1 件だった。反テロ法廷では、6 人の男性が殺人罪で死刑判決を受けた。

シンガポール当局は、19 人が絞首刑となった 2003 年に次ぐ多さの死刑を執行した。前年のほぼ 2 倍となった 2025 年の 17 件の死刑執行は、マレーシア国籍者 5 人とシンガポール国籍者 12 人に対するもので、2 件が殺人、3 件が薬物取引の教唆、12 件が薬物取引、すべて死刑の絶対的な適用によるものだった。うち少なくとも 3 人の男性は、裁判官が「運び屋」と考えたが、検察官が薬物取引阻止に協力したという証明書を発行しなかったため、裁量判決は適用されなかった。（同国の法律では運び屋であり同証明書がある場合には裁判所に量刑の裁量が認められる。）

同国のターマン・シャンムガラトナム大統領は、8月14日、内閣の助言を受け、33歳の男性の死刑判決を終身刑に減刑した。これは、ほぼ30年間で初めて死刑囚に与えられた恩赦だった。

韓国では、検察が数件に死刑を求刑したものの、前年に続けて死刑判決は科されなかった。6月、韓国の最高裁は、オ・ギョソムの死後再審で下級審が出した無罪判決を確定した。元々の有罪判決が、拷問で無理やり引き出された「自白」に基づいたためという理由だった。彼は、国家保安法と現在は廃止されている反共法のもとスパイ行為で有罪となり、1967年に処刑された。

スリランカでは、新たに49件の死刑判決があり、そのうち7件が薬物犯罪に対するものだった。刑務局長によれば、10月時点の死刑囚は男性805人と女性21人だった。

1月16日、台湾当局は2020年以来で初めて死刑を執行した。黄麟凱は強かんとして2件の殺人で有罪となり、判決を受けてからわずか数時間後に刑の執行を告げられ、最後に家族に会う機会も与えられなかった。この処刑は死刑の適用を厳しく制限する国際的な人権保障措置に違反するものだった。2024年に憲法裁判所が死刑の適用を厳格化する画期的な判断を示し検事総長による非常上告が認められるようになったが、検事総長はそれを申し立てず、法務省が死刑執行を命じていた。さらに、2024年の判断で憲法裁判所が死刑判決に関して定めた要件のうち2つが満たされていなかった。具体的には、死刑判決が全員一致だったことを確認する情報を弁護士は受けておらず、判決前の社会調査も実施されていなかった。彼の弁護士は処刑当日の夕方、緊急で憲法請願と再審請求を提起したが、法務省は予定通り死刑を執行した。死刑判決は殺人に対して2件あった。

アムネスティが入手した公式数値によれば、タイ第一審裁判所は、2025年に119件の新たな死刑判決を下し、そのうちの17人が女性で、7人が外国籍者に対するものだった。12月31日時点で、死刑囚は429人で、そのうち53人が女性、12人は最高裁で死刑判決が確定していた。また313人（73%）が薬物犯罪によるもので、女性に限ればほとんどが薬物犯罪だった（52人、98%）。

ベトナムでは国家機密保護法が改正され機密の範囲が整理されたにもかかわらず、当局は刑事判決の執行に関する情報を国家機密として秘匿し続けた。アムネスティが確認した138件の死刑判決のうち、薬物犯罪が100件、そのうち3人が女性、4人が外国籍者に対するものだった。

7月1日に施行された改正刑法では、死刑の対象となる犯罪が18から10に減った。「人民政府転覆目的の活動」「スパイ活動」「ベトナム社会主義共和国の物質的・技術的インフラの破壊工作」「偽造医療品の製造・取引」「麻薬の違法運搬」「横領」「収賄」「平和のかく乱および侵略戦争の遂行」の8つについては、死刑は廃止された。

2025年下半期に発表された立法および司法の指針は、死刑が減刑されうる状況を明確にするもので、死刑が廃止された犯罪に加え、妊娠中の女性、36カ月未満の子どもを養育する女性、75歳以上の者、末期がん患者、一定量未満の薬物の製造・取引で有罪判決を受けたが取引を主導していない者あるいは加重事情（量刑上不利な要素）が2つ以上ない者、大統領から減刑を受けた者などがその対象とされた。別の通達では、死刑囚の待遇を規定し、本、新聞、文書、テクノロジーの利用を規制するとともに、死刑執

行が設定された時点で、司法上の上訴も恩赦の嘆願も起こされていないことを確認して執行を進めるよう定めた。

■欧州・中央アジア

- この地域では 2025 年には死刑判決も死刑執行もなかった。
- ロシアとタジキスタンでは、引き続き死刑執行の一時停止が維持された。
- キルギスの憲法裁判所は、同国における死刑の復活に向けた動きを違憲であると断じた。

国名	死刑執行数	死刑判決	死刑囚数
ベラルーシ	0	0	1+
ロシア	0	0	0
タジキスタン	0	0	0

欧州および中央アジアでは、死刑判決も死刑執行も確認されなかった。

ベラルーシでは、アレクサンドル・ルカシェンコ大統領が 1994 年に就任して以降初めて、死刑判決も死刑執行もなかった。しかし、当局が死刑執行を秘密裏に行っていることと、情報提供要請に応じないことにより、死刑囚の数は確定することができなかった。12 月末時点で、2020 年と 2024 年に最高裁で死刑判決が確定した 2 人の男性の処遇や所在は依然として不明のままだったが、入手可能な情報に基づき、アムネスティは 2025 年末時点でベラルーシにおいて少なくとも 1 人の死刑囚がいると推定している。

一方、3 つの亡命野党は 2025 年 6 月 17 日、「死刑廃止に関する覚書」を採択した。これは、ベラルーシにおける死刑全廃に向けた憲法改正および法改正への、野党の強い決意を表している。

キルギスでは、憲法裁判所が 12 月 10 日、サディル・ジャパロフ大統領による死刑復活の提案について、憲法で定められた生命に対する権利および死刑廃止条約（市民的および政治的権利に関する国際規約の第 2 選択議定書）の締約国としての国際的な法的義務に違反すると判断した。さらに裁判官らは、同提案は国民投票に付すことも、憲法改正として実現することもできないため、全面的に断念すべきだとした。大統領は、2025 年 9 月に 17 歳の少女が誘拐、強かん、殺害された事件を受け、女性や子どもに対する犯罪への死刑を復活させる憲法改正案を発表、最高裁による同改正案の合法性判断が正式に要請されていた。

■中東・北アフリカ

- イランは 1981 年以降に次ぐ多さとなる 2,000 件以上の死刑を執行。死刑は今なお恐怖と弾圧の手段として用いられている。
- サウジアラビアの死刑執行数も過去最高を記録、クウェートでは 2024 年と比較して約 3 倍に増加した。
- アラブ首長国連邦は、2021 年以降なかった死刑執行が確認された。
- イラクでは、新たな法改正により事件の再審査が可能となったため、死刑執行はおおむね停止された。レバノンの閣僚評議会は、死刑を廃止する法案を支持した。

国名	死刑執行数	死刑判決	死刑囚数
アルジェリア	0	11	273+
バーレーン	0	1	26
エジプト	23	492	+
イラン	2,159+	+	+
イラク	+	79+	8,000+
イスラエル (通常犯罪では廃止)	0	0	0
ヨルダン	0	6+	200+
クウェート	17	15	+
レバノン	0	1	57
リビア	0	13+	+
モロッコ/西サハラ	0	1	63
オマーン	0	0	+
パレスチナ (国)	-	-	-
カタール	0	4+	+
サウジアラビア	356+	+	98+
シリア	0	1+	+
チュニジア	0	18+	165+
アラブ首長国連邦	3	3	+
イエメン	51+	94+	+

中東・北アフリカ地域の各国政府は、反対意見の弾圧や、実在する、あるいは当局がそうみなす国家安全保障上の脅威への取り締まり手段として、死刑を利用した。この動きは、懲罰的な薬物政策が再び導入される中で、また国際法および国際基準が定める死刑適用に関する保障や制限への違反が続く中で見られた。

イランにおける死刑執行件数の著しい増加 (2,159 件) が、地域全体の執行の多さ (2024 年 1,442 件→2025 年 2,611 件) の主要な要因であった。イラン以外にも懸念すべき増加が見られ、サウジアラビアでは 2024 年の過去最多記録 (少なくとも 345 件) を上回る少なくとも 356 件の執行があった。クウェートで

も 2024 年の 6 件から 17 件へとほぼ 3 倍に、エジプトでは 13 件から 23 件へとほぼ 2 倍に増加。イエメンでは、少なくとも 38 件から少なくとも 51 件へと約 1.3 倍となった。

地域全体の死刑執行数 2,611 件のうち、約半数の 1,240 件（47%）が薬物犯罪によるものだった。国際法・基準では、こうした犯罪に対する死刑の適用は禁じられている。

アラブ首長国連邦では、2021 年以來となる死刑執行があった。前年執行のあったシリアとオマーンでは、2025 年は行われなかった。

死刑判決数は 743 件に達した。2024 年と比べて最も顕著な変動が見られたのは、35%増となったエジプト（365 件+→492 件+）と、38%減少したイエメン（152 件+→94 件+）。8 カ国が薬物犯罪に対して新たな死刑判決を下したことが確認された。

アルジェリアは薬物犯罪に対する死刑を導入し、クウェートは死刑の対象となる薬物取引の範囲を拡大した。イスラエルでは、パレスチナ人に対する死刑の適用を差別的に拡大・促進する法案が、議会で数件審議された。これには、死刑を絶対的法定刑とすることも含まれていた。

死刑判決はすべて、殺人罪で有罪判決を受けた男性に対して言い渡されたものだった。7 月に施行された新法は、2004 年の薬物規制に関する法律を改正し、死刑が適用される薬物犯罪の範囲を拡大した。同法は、薬物の運搬・販売・配布・使用を、学校やその他の教育機関の周辺で行った場合、公的機関や一般に開放された施設内で行った場合、合成薬物に関しては医療・社会福祉施設の周辺で行った場合に、死刑を科すことを定めている。また、未成年者、障がい者、または薬物治療を受けている者への販売を繰り返した再犯者、犯罪行為により死亡者を出した場合、銃器を使用した場合、国際的な犯罪組織が行った場合にも死刑が科される。さらに、公衆衛生に重大な危害を及ぼす可能性が高い場合、国家安全保障を損ねたり情勢不安を生み出したりすることが目的の場合、あるいは外国の利益のために行われた場合にも死刑が科されるとしているが、規定の表現が広範すぎると、さらなる懸念が生じている。

エジプトでは、テロ関連容疑で数千人が裁判にかけられ、集団裁判もあった。容疑の一部は死刑の対象だった。

イラン当局は、弾圧と統制の手段として死刑の適用を強化し、かつてない件数の死刑を執行した。この急増は 2025 年 6 月のイスラエルとの 12 日間の戦争後に顕著に見られ、1 月から 6 月は 654 件だったに対し、7 月から 12 月では 1,505 件の執行があった。2025 年の執行件数は 2,159 件に達し、1981 年以降に次ぐ多さとなった。

2022 年 9 月から 12 月にかけて起きた「女性・命・自由」抗議運動の最中およびその後においても、イラン・イスラム共和国の体制に異議を唱えた、あるいは異議を唱えたとみなされた個人に対する処罰として、死刑が引き続き執行された。「女性・命・自由」運動で犯したとされる罪で有罪判決を受けた少なくとも 2 人の男性が、革命裁判所での著しく不公正な裁判の末に処刑された。両名は「自白」を強要する拷問を受けたと主張したが、その訴えは一切調査されなかった。国営メディアで放送された映像には、処刑されたうちの 1 人が腕に明らかな怪我を負った状態で病院のベッドで「自白」している様子が映し出

されていた。また、抗議活動に関連して逮捕された多数の人や、反体制派、反体制派と見なされた人たちが、死刑囚として収監され続けている。

2025年6月にイスラエルがイランに対して軍事攻撃を行ったことで両国の交戦に発展した後、イラン当局は国家安全保障の名目で死刑の適用を強化した。エージェイ司法長官をはじめとする政府高官は、イスラエルなど敵対国を「支援」したり「協力」した者に対する迅速な裁判と処刑を求めた。また、イラン議会は「国家の安全保障・利益を脅かすシオニスト政権および敵対国とのスパイ活動・協力に対する刑罰強化法」を可決し、死刑の適用範囲を拡大。「敵対政府との協力」や「スパイ活動」といったあいまいな表現の国家安全保障関連罪に死刑が科されることとなった。同法は2025年10月15日に施行された。2025年6月13日以降、少なくとも11人の男性が、イスラエルのためにスパイ活動を行ったという罪で、著しく不公正な裁判で有罪となり処刑された。

恣意的な死刑が、国家安全保障関連や薬物関連の犯罪を管轄する革命裁判所での著しく不公正な裁判により、科されていた。治安・情報機関の影響下で運営される革命裁判所は独立性を欠き、拷問で強要した「自白」を根拠に、常習的に有罪判決や死刑判決を下している。当局はまた、反体制派と見なされた者に対して、モハレベ（神への敵意）、モフセド・エ・フェル・アルズ（地上に墮落を広げる）、バギ（国家に対する武力蜂起）といった、過度に広範であいまいに定義された犯罪を単独あるいは組み合わせで適用しており、これに関連する死刑執行は45件に上った。

イランでの死刑執行の半数近くは薬物犯罪によるもので、2024年の505件（全体の52%）から2025年には998件（全体の46%）へと増加、薬物使用や取引を食い止めようと当局が2021年に極めて懲罰的な薬物政策を再開して以来の上昇傾向を示している。

死刑の適用は、抑圧されている少数民族、とりわけクルド人、バルーチ人、アフガニスタン人に偏っている。全執行件数のうち少なくとも151件が、バルーチ人に対するものだった。2025年に処刑されたアフガニスタン国籍者およびアフガニスタン系の人びとの数は、2024年の80人から101人へと増加。また処刑された人のうち少なくとも126人は、クルド系少数民族だった。

イラクでは一般恩赦法の改正により過去の有罪判決を再審査する制度が導入されたことを受け、死刑執行はおおむね停止されていた。しかし、弁護人や家族への事前通知なしに秘密裏に死刑が執行されたとの信頼できる情報を、公式情報では確認できなかったものの、アムネスティは得ている。

死刑判決は少なくとも79件言い渡されており、これは2024年に記録された200件から61%の減少である。反テロ法に基づくものが27件、薬物犯罪35件、殺人13件、ジェノサイド1件で、3人が女性に対するものだった（殺人、テロ関連、薬物犯罪各1件）。また79件の死刑判決のうち3件は、死刑執行停止措置が続くクルド自治区で、殺人罪に対して下されたものだった。

ヨルダンで死刑判決を受けた6人のうち、1人は女性だった。また、1件がテロ関連犯罪、5件が殺人罪に対するものであった。

クウェートで処刑された者の中には、女性1人と少なくとも6人の外国籍者が含まれていた。17件の処刑のうち、男性14人と女性1人は殺人罪で有罪判決を受け、イラン人男性2人は薬物取引で有罪判決を

受けていた。死刑判決数は 2024 年の 2 倍となり、殺人（10 件）、薬物犯罪（4 件）、誘拐（1 件）に対して下された。死刑判決を受けた者の中には、女性 2 人と少なくとも 6 人の外国籍者が含まれていた。

12 月 14 日に薬物および向精神薬対策に関する政令が施行された。同法は、従来の麻薬取締法を廃止し、薬物犯罪に対して死刑が科される事由を拡大、次の加重事情（量刑上不利な要素）がある場合の薬物の製造・取引に対し、死刑が絶対的法定刑となった。再犯、未成年者への薬物販売、未成年者や精神障がい者を利用したり職権を乱用して薬物を販売した場合、刑務所、警察署、薬物治療・更生施設、礼拝所、教育機関、スポーツクラブ内での薬物販売、同法に定める犯罪目的で犯罪組織を設立・運営した場合、他人に薬物摂取を強要あるいは本人の知らぬ間に薬物を投与し、その結果死亡に至った場合、他人を犯罪で告発する意図で薬物を仕込んだり隠したりし、その結果その人物が処刑された場合。一方で、薬物の製造、栽培、所持、購入、交換、取引目的の輸入、および密輸・販売で有罪となった者に対しては、死刑は裁量刑のままだった。

11 月 20 日、レバノンの閣僚評議会は、死刑廃止に関する法案に対し支持を表明した。この法案は 7 人の国会議員により提出されたもので、年末時点では国民議会で審議中だった。

リビアでは、少なくとも 13 件の死刑判決が言い渡されたが、執行は確認されていない。死刑判決のうち 9 件は殺人、3 件は強かん殺人、1 件は薬物取引によるものであった。

サウジアラビア当局は、国際人権法・基準で定められた死刑の適用に関する制限を完全に無視し、しばしば公正な裁判を受ける権利を侵害して、深刻なペースで処刑を続けた。公式筋が発表した死刑執行数は、薬物犯罪の件数が急増したことを受け、過去最多となる 356 件に達した。薬物犯罪による死刑執行は 240 件と全体の 67% を占め、これは 2024 年の 122 件（35%）、2023 年のわずか 2 件からの大幅な増加となる。外国籍者に対する薬物関連の処刑は 188 件と、薬物関連全体の 78% を占めた。

2025 年 6 月の 1 カ月間だけで 46 人が処刑され、そのうち 37 人は薬物犯罪によるもので、34 人が外国籍者（エジプト、エチオピア、ヨルダン、ナイジェリア、パキスタン、ソマリア、シリア）だった。

死刑執行の大部分は、国際人権法・基準が死刑の適用を限定している「最も重大な犯罪」（故意による殺害）にあたらぬものだった。薬物犯罪に加え、武装強盗（2 件）、薬物犯罪を伴う武装強盗（1 件）、誘拐・偽造・呪術（2 件）、誘拐および強かん（1 件）、誘拐およびセクシャルハラスメント（1 件）、殺人幫助（2 件）、強かん（1 件）などだ。

広範に定義されたテロ関連犯罪に対する死刑執行は 45 件に上り、その多くが 2011 年から 2013 年にかけて「反政府」デモを支持した、同国で少数派のシーア派の人びとだった。

他には殺人で 58 人（うち女性 2 人）、強盗殺人で 3 人の男性が処刑された。犯罪を行ったとされた時点で 18 歳未満であった者が、死刑執行の危機にさらされ続けた。これには、反政府抗議行動への参加に関連する事件や、拷問によって引き出された「自白」を根拠とした著しく不公正な裁判の結果、有罪とされたケースが含まれる。

チュニジアではサビール・ベン・ショシャネが、フェイスブックで大統領を批判したり公開抗議を呼びかけたりしたために、国家転覆未遂、大統領侮辱、インターネットでの虚偽情報の拡散の罪で10月1日に有罪判決を受け、死刑を言い渡された。しかし国際社会からの激しい非難を受けて、カイス・サイード大統領は、有罪判決からわずか数日後に彼に恩赦を与えた。他に殺人で4件、テロ関連犯罪で2件、死者を伴うテロ関連犯罪で11件の死刑判決が下された。

アラブ首長国連邦では、女性1人を含むインド国籍の3人が処刑された。全員が別々の事件で殺人罪で有罪判決を受けていた。

イエメンでは51件の死刑執行があり、2023年(15+)、2024年(38+)と、年を追うごとに増加し続けている。2025年の死刑執行はすべて、北部を実効支配するフーシ派当局ではなく国際的に承認された政府により行われ、殺人(49件)および未成年者に対する強かんと殺人(2件)に対する絶対的法定刑としての死刑判決に基づくものだった。

死刑判決は94件と、2024年の異例の高水準(152件+)から減少した。大部分(87件)はフーシ派の事実上の当局によって言い渡されたもので、その内訳は、スパイ行為、「敵との協力」、および治安犯罪に対するものが62件、薬物犯罪が4件、殺人が2件、アルカイダ系武装組織への加入および治安要員の殺害を伴う事件への関与が1件。また、同一の事件(同意に基づく同性間の性的関係など国際的に犯罪と認められない行為と薬物犯罪など)で18人に死刑が科された。国際的に承認された政府の支配地域にある裁判所は、少なくとも7件(薬物犯罪6件、軍に対する強盗・略奪1件)の新たな死刑判決を下した。

■サハラ以南のアフリカ

- 過去 10 年間に死刑執行のあった同地域の 5 カ国のうち、執行が確認されたのはソマリアと南スーダン。
- コンゴ民主共和国、ナイジェリア、スーダンでの増加により、地域全体の死刑判決数は急増した。
- ガンビアとリベリアでは死刑廃止に向けた立法措置が講じられた一方、ブルキナファソとチャドでは死刑の復活や適用範囲の拡大に向けた動きが見られた。
- ナイジェリアでは下院が死刑廃止法案を提出したが、上院は適用範囲を拡大する別の法案を提出した。

国名	死刑執行数	死刑判決	死刑囚数
ボツワナ	0	1	14+
ブルキナファソ (通常犯罪では廃止)	0	0	0
カメルーン	0	0	+
コモロ	0	2+	14
コンゴ民主共和国	0	359+	+
赤道ギニア (通常犯罪では廃止)	0	0	0
エリトリア	0	0	0
エスワティニ	0	0	1
エチオピア	0	5+	+
ガンビア	0	3	18+
ガーナ	0	0	91+
ケニア	0	2	119
レソト	0	0	0
リベリア	0	0	11
マラウイ	0	0	+
マリ	0	10	+
モーリタニア	0	31+	181+
ニジェール	0	6+	30+
ナイジェリア	0	243+	3,833+
ソマリア	17+	13+	+
南スーダン	1	+	220+
スーダン	0	87+	117+
タンザニア	0	8+	711+
ウガンダ	0	0	104+
ジンバブエ (通常犯罪では廃止)	0	0	0

サハラ以南のアフリカにおける死刑執行は、依然としてごく一部の国に集中している。2025年には、過去10年間に死刑執行が確認された5カ国のうち、ソマリアと南スーダンで執行があった。死刑判決を下した国の数は前年に比べて1カ国減少したにもかかわらず、死刑判決の数は1.7倍となった。ガンビア、リベリア、ナイジェリアでは死刑廃止に向けた立法手続きが進んだ一方、ブルキナファソ、チャド、ナイジェリアでは死刑の復活あるいは適用範囲の拡大に向けた動きが見られた。

同地域の死刑執行数は、2024年の34件から2025年には18件へと47%減少し、2016年以降で3番目に少ない年となった。94%が、ソマリアにおけるものだった。

死刑判決数は、2024年の443件から2025年には771件へと74%増加、2016年以降、3番目に多い数値となった。約半数を占めたコンゴ民主共和国では、東部での武力紛争を背景に軍事裁判所が多数の軍関係者に死刑を言い渡し続けた。

一方で、死刑判決を下した国の数は2024年の14カ国から2025年には13カ国へと減少した。また、死刑判決数の増加が確認された国も、2024年の8カ国から6カ国となった。増加した国は、コンゴ民主共和国（125件+→359件+）、エチオピア（3件+→5件+）、ガンビア（0件→3件）、モーリタニア（23件+→31件+）、ナイジェリア（186件+243件+）、スーダン（30件+→87件+）。

ガンビアは、1月に国連人権理事会で行われた普遍的定期審査（UPR）において死刑の廃止および死刑廃止条約（市民的および政治的権利に関する国際規約の第2選択議定書）の批准を求めるいくつかの勧告を支持した。3月には「2025年刑事犯罪法」と「2025年刑事訴訟法」を可決し、殺人罪、反逆罪、その他の国家に対する犯罪に対する死刑を廃止した。これらの犯罪は現在、禁錮刑の対象となっている。しかし一方で、7月、国民議会は第2読会において、1997年に制定された現行憲法を刷新する「2024年憲法（公布）法案」を否決。死刑を認める規定が一切ない新憲法案が採択されなかったことで、死刑の完全廃止に向けた進展は停滞した。現在も、軍法や反テロリズム法など、多くの法律において死刑が規定されている。

リベリア政府は、死刑に関する法的枠組みの見直しに向けた措置を講じた。11月に実施されたUPRでは死刑を廃止する法案草案について言及。この法案は量刑と刑罰に関するリベリア改正法典第26編の複数章を改正するもので、内閣による審査と承認待ちの状態にある。政府はまた、死刑の執行を支持しないという方針を再確認するとともに、死刑廃止条約の義務の履行など人権に関する公約遵守をあらためて強調した。

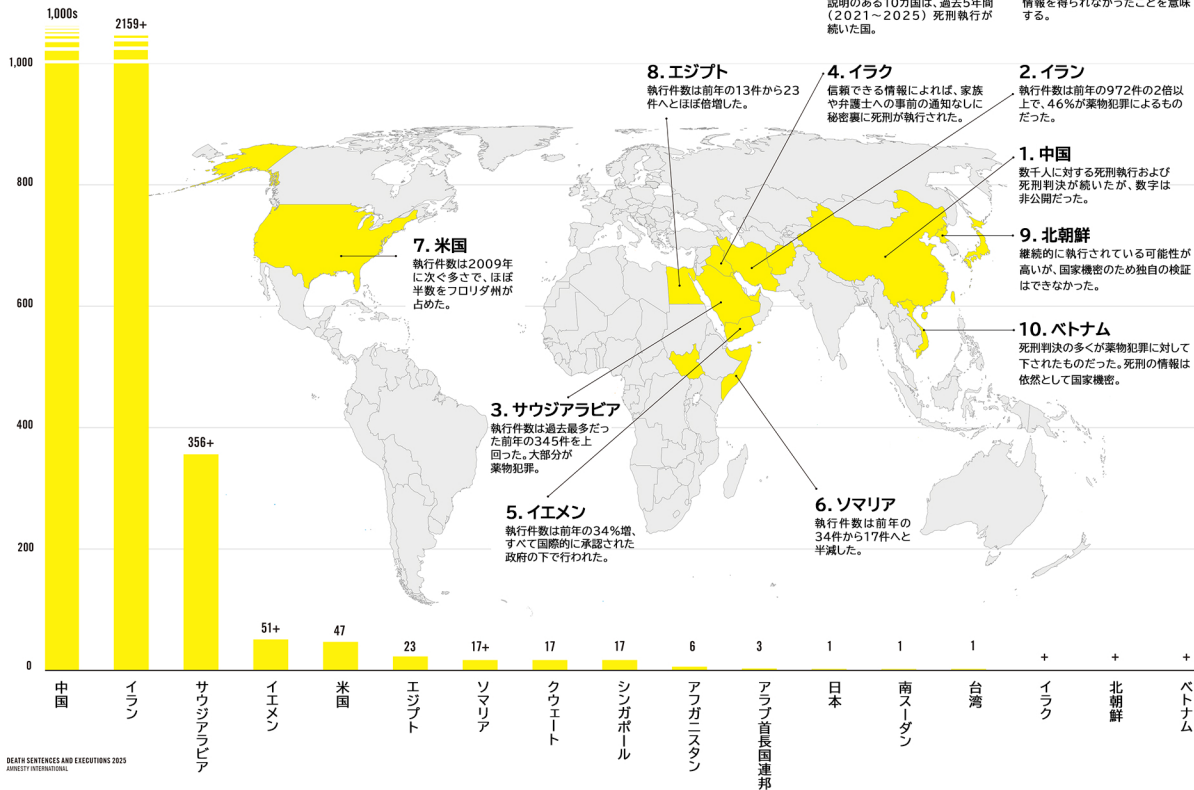
ナイジェリアで死刑を廃止する画期的な法案が、2025年3月に下院で第2読会を通過した。同法案は、1999年憲法第33条1項の死刑の適用を認める例外規定を削除し、死刑を事実上廃止することを目的としている。しかし、3月27日、下院はさらなる議論と検討のためだとして、この承認を取り消した。その後下院は、妊婦などの特定の集団に対する死刑を終身刑に置き換える憲法改正など、より限定的な改革案を検討した。2025年末時点で、同法案は国民議会による採択待ちの状態にあった。こうした前向きな取り組みの一方で、2013年テロリズム防止・禁止法を改正し、誘拐、人質事件、およびその他の関連犯罪を、絶対的法定刑として死刑が適用されるテロ行為として指定することを求める法案が、上院に提出された。年度末時点で同法案は、上院の各合同委員会（司法・人権・法務、国家安全保障・情報、内務）に付託されたままとなっていた。

複数の国で、死刑の復活や適用範囲の拡大に向けた懸念すべき動きがあった。一部の政府は、強固な政府というイメージを打ち出すために問題のある治安対策を打ち出し、公共の安全を守るための効果的かつ不可欠な手段として死刑を支持している。ブルキナファソでは、2024年11月に軍当局が死刑の復活を検討していると発表したことを受け、閣僚評議会は12月4日、「反逆罪」「テロリズム」「スパイ行為」などの罪に対し死刑を復活させる刑法改正法案を採択した。2025年末時点でこの法案は暫定立法議会の承認待ちの状態にあったとみられる。

6月、チャド当局は死刑に関する事項を検討するための委員会を設置した。同委員会は死刑について包括的な検討を行い、チャドの国際的義務に照らして国内の法的枠組みを評価し、死刑復活の可能性を検討し、当局に提言を行うことを任務としている。公の秩序維持を理由に抗議活動を制限・抑圧するなど権威主義的な行動が拡大する中で設置されたものであり、市民社会組織は、死刑が異論に対する報復手段として利用される可能性があるかと懸念を表明している。

ジンバブエでは、2024年に通常犯罪に対する死刑が廃止されたことを受けた再量刑手続きにより、既存の死刑判決はすべて、さまざまな代替刑に減刑された。恩赦や減刑は、ボツワナ、ガンビア、ケニア、コンゴ民主共和国、ガーナ、ナイジェリアでも確認された。

2025年死刑執行国



DEATH SENTENCES AND EXECUTIONS 2025

INDEX: ACT 50/0778/2026 MAY 2026

アムネスティ・インターナショナルは、1961年に発足した世界最大の国際人権 NGO です。人権侵害のない世の中を願う市民の輪は年々広がり、今や世界で700万人以上がアムネスティの運動に参加しています。国境を超えた自発的な市民運動が「自由、正義、そして平和の礎をもたらした」として、1977年にはノーベル平和賞を受賞しました。

公益社団法人 アムネスティ・インターナショナル日本
〒101-0052 東京都千代田区九段北1-5-9 九段誠和ビル 5F
TEL 03-3518-6777 www.amnesty.or.jp

